

「財政再生計画」策定に向けた考え方

平成21年5月 夕張市

平成21年4月から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が全面的に施行されました。この法律では、市の赤字の程度や借入金の返済に充てる公債費の負担割合などを示す「健全化判断比率」が、国が定めた基準以上となる場合、財政再生計画の策定が義務付けられています。

「財政再生計画」には、健全化判断比率を計画的に改善するための方策を定めるとともに、歳出の削減や歳入の増収措置等により計画的な財政構造の改善を図り、市の健全かつ持続的な財政運営を確立するための基礎となるべき方策を定めることとされています。

夕張市は、本年9月に、平成20年度決算に基づく「健全化判断比率」を公表することとしていますが、この比率が「財政再生計画」を策定しなければならない基準を超えることが見込まれるため、今年度中に計画を策定することとしています。

1 計画策定の基本的考え方

- ・平成19年3月に策定した「財政再建計画」を基本としながら、巨額の赤字を解消するため、引き続き全国で最も効率的な水準での行政運営に努めるとともに、策定後に生じた諸課題を整理し必要な見直しを行います。
- ・見直しにあたっては、市の将来像を見据えた中期的展望に立って、緊急度や必要性を見極めつつ、財政の健全化と市民の安全・安心の維持確保を図る見地から検討を行います。
- ・財政の再建と地域の再生に着実に取り組めるよう、引き続き国・道の助言や支援を求めていきます。
- ・計画の策定に際しては、市民等に対する的確な情報提供を行い、市民の理解と協力のもとで進めていきます。

2 財政再生計画の目標

- ・実質赤字額を解消します。
- ・連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率をそれぞれ早期健全化基準未満とします。

区 分	夕張市	財政再生基準	財政再生計画の目標	
実質赤字比率	730.7%	20%	実質赤字額解消	0%
連結実質赤字比率	739.5%	40%	赤字解消や公債費の 縮減により早期健全	20%
実質公債費比率	39.6%	35%		25%
将来負担比率	1237.6%	-	化基準未滿とします	350%

比率は19年度決算によるものですが、実際は20年度決算に基づき策定します。

実質赤字比率：一般会計等の実質赤字の比率（市の標準的な財政収入額に対する割合・以下同じ）

連結実質赤字比率：すべての会計の実質赤字の比率

実質公債費比率：借金の返済に充てられた公債費や公債費に準じた経費の比重を示す比率

将来負担比率：地方債の残高や一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率

3 財政再生計画の期間及び赤字解消の方法

- ・ 財政再生計画の期間は、平成21年度を初年度とし、現行の計画期間や今後の歳入歳出の見直し状況等を踏まえて検討します。
- ・ 実質赤字額の解消は、現在行っている前年度繰上充用金（道からの一時借入金）の圧縮による手法から、長期の借入れである「再生振替特例債」を発行し、その償還による赤字解消への移行を検討します。この場合、安定的な財政運営が図られるよう、利子負担の軽減や償還方法などについて国と調整を行っていきます。

4 財政再生計画策定に向けて検討を行う主な課題

- ・ 財政再生計画の検討にあたっては、現行計画の事務事業の見直し状況を踏まえながら整理を行うとともに、計画に盛り込まれていない新たな課題については、必要となる財政需要額を十分精査した上で、検討を進めます。

（歳入の確保）

- ・ 歳入については、財政再建計画による税率を基本としながら、滞納額の解消や徴収対策の強化、ふるさと納税の推進、市有財産の有効活用・売却などにより確保を図ります。
- ・ 公共施設の使用料や手数料については、受益者負担のあり方を精査しながら、検討を行います。

（市民生活の安全・安心の確保）

- ・ 市営住宅については、入居者の点在化が進み、地域コミュニティの維持が困難な状況にもあることから、住居の集約化に向けて再編を検討します。
- ・ 地域医療の中核を担う市立診療所については、老朽化及び施設の規模が過大であることに起因する非効率な運営を解消するため、改築等の検討を行います。
- ・ し尿処理場については、老朽化が著しいことから、下水道終末処理場の活用も含め、施設整備について検討します。
- ・ じん芥埋立処分地施設については、ごみの分別収集による減量化を進めることで埋め立て期間を延長し、施設の延命化を図っていきます。
- ・ 生活館や公衆浴場などの市民生活に密着した公共施設等については、その将来的なあり方の検討を進めるとともに、建物や機械設備等の適切な維持管理について検討します。
- ・ 市内交通体系の維持確保については、小中学校の統合に係る児童生徒の通学手段の確保も含め、市民の利便性の向上を図るよう、検討します。

（職員体制及び職員給与）

- ・ 職員数については、類似団体の状況や、人口規模、高齢化率、行政面積、積雪寒冷などの地域特性を考慮し、職員の適正配置に配慮しながら、退職者の一定割合の補充（採用）にとどめることで、定員適正化と行政執行体制の確保を図ります。
- ・ 消防職員については、当面、救急車2台体制を維持するための人員配置を行うこととし、消防広域化の動向などを踏まえ、将来的な体制を検討します。
- ・ 職員数の急激な減少に加え、現状の大幅で長期にわたる給与削減は、行政機能の維持確保という点で大きな課題となっていることから、職員の処遇について、類似団体の状況を踏まえながら、必要な改善を検討します。

（各特別会計等）

- ・ 下水道事業会計については、法に基づく「経営健全化計画」を平成21年度中に策定し、単年度収支の改善と累積赤字額の解消を図ります。
- ・ 水道事業会計については、引き続き民間委託による経営の効率化を進めるほか、浄水施設の更新や施設の統合を進めます。
- ・ 国民健康保険事業会計については、保険料の収納率向上を図るとともに医療費の適正化を進め、計画的に赤字の解消を図ります。

- ・ 市場事業会計については、財政再建計画では平成 23 年度をもって会計を閉鎖することとしていることから、そのあり方を検討します。
- ・ 介護保険事業会計、老人保健医療事業会計、後期高齢者医療事業会計については、関係法令の規定に基づいた適切な財政運営とサービスの提供に努めます。
- ・ 土地開発公社については、初期の目的を踏まえ、債務の償還が完了する平成 25 年度を目途に解散を検討します。

5 今後の進め方

- ・ 平成 20 年度の決算確定及び健全化判断比率の算定により、財政再生計画の策定が正式にスタートしますが、今後、この策定に向けた考え方をもとに検討を進め、国や道とも調整しながら策定作業を進めていきます。
- ・ 計画の策定に際しては、法律で定められた外部監査や、検討状況に応じた市民への説明を行い、透明性と情報公開を図っていきます。
- ・ 平成 22 年 3 月までに「財政再生計画」(案)を策定し、議会の議決を経て総務大臣の同意を求めます。

【参考】 「財政再建計画」における歳入確保・歳出削減の取組み

歳入の確保		< 変更前 >	< 変更後 >	
市民税の引き上げ				
・ 市民税	個人均等割	3,000円	3,500円	} 超過税率 適用市町 村なし
	個人所得割	6.0%	6.5%	
・ 固定資産税		1.4%	1.45%	
・ 軽自動車税			現行税率の1.5倍	
	自家用乗用	7,200円	10,800円 (制限税率の上限)	
・ 入湯税 (新設)			宿泊 (150円)・日帰り (50円)	
使用料等の引き上げ				
・ 施設使用料			50%引き上げ	
・ 市営住宅使用料			- (滞納者に対する徴収強化)	
・ 下水道使用料		1,470円 / 10 m ³	2,440円 / 10 m ³	
・ 各種交付手数料等		各種交付・閲覧等 (150円~200円引き上げ)		
		各種検診料 (100円~500円引き上げ)		
・ ゴミ処理手数料 (新設)		家庭系混合ごみ (2円/L) 粗大ごみ (20円/kg) など		

歳出の削減		< 変更前 >	< 変更後 >	
人件費の削減				
・ 一般給与等	職員数	269人	103人 (H22) (166人)	
	給与	基本給平均30%削減		
	手当	期末勤勉手当、退職手当等の削減		
・ 特別職給与	給料	(市長) 862	259、(副市長) 699	249
	(千円)	(教育長) 589	239	
	手当	期末手当 80%以上削減 退職手当 当分の間未支給		
・ 議員報酬	報酬	(議長) 371	230、(副議長) 321	200
	(千円)	(議員) 301	180	
	期末手当支給率	4.45月	2.45月	
	定数	18人	9人	
・ その他委員報酬		各種委員報酬等を平均60%削減		
事務事業の抜本的見直し				
・ 物件費		契約事務の見直し、節減等により削減 (賃金、旅費、消耗品費、光熱水費、委託料などの消費的支出)		
・ 維持補修費		公共施設の廃止・統合により削減 (公共施設等を維持し、補修するための経費)		
・ 補助費等		各種団体への補助や会議等への負担金の廃止・縮減		